

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ネオテーム	1
・次亜塩素酸水	2
・イソブタナール	3
・ブタナール	4
・2 - メチルブタノール	5
・食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正	6
・酢酸 - トコフェロール (d体及びdI体に限る。)	8

2 農薬

・クロルピリホス	9
・クロルピリホス (清涼飲料水)	10
・アゾキシストロピン	11
・アゾキシストロピン (清涼飲料水)	16
・ベンチアバリカルブイソプロピル	15
・ノバルロン	18
・フルベンジアミド	22
・ボスカリド	24
・クロチアニジン	28
・ピフェナゼート	32
・カズサホス	36

3 動物用医薬品

・フルニキシメグルミン	38
-------------	----

・フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体 (バナミン) 及び馬の消炎鎮痛剤 (バナミン注射液 5%)	39
・セフチオフル	40
・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤 (エクセネル注)	41
・プラジクアンテル	42
・プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤 (水産用ベネサル、ハダクリーン)	44
・イベルメクチン	45
・イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤 (エクイバラゴールド)	47
・イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤 (エクイマックス)	48
・メロキシカム	49
・メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤 (メタカム 2%注射剤)	50
・ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤	51
・ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤 (プリオザイム)	52
・鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン	53
・鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン (ノビリス TRT・1000)	54
・豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン	55
・豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン (ポーシリスAPP、ポーシリスAPP「」)	56
・豚のオーエスキー病生ワクチン	57
・豚のオーエスキー病生ワクチン (スバキシム オーエスキー フォルテ、スバキシム オーエスキー フォルテ ME)	58
・鶏マレック病 (マレック病ウイルス 1型・七面鳥ヘルペスウイルス) 凍結生ワクチン	59
・鶏マレック病 (マレック病ウイルス 1型・七面鳥ヘルペスウイルス) 凍結生ワクチン (クリオマレック (RISPENS + HVT))	60

・鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス) 凍結生ワクチン	61
・鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス) 凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))	62
・豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン	63
・豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED 混合生ワクチン、スィムジェンTGE/・PED)	64
・豚オーエスキー病不活化ワクチン	65
・豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研”豚オーエスキー病不活化 ワクチン)	66
・豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー ・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ) 混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン	67
・豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー ・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ) 混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシ ュアプラスB)	68
・鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン	69
・鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエン ザワクチン「北研」)	70
・アボパルシン	71
・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体) 鶏の 飲水添加剤(バイトリル10%液) 牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5% HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、 同10%注射液)	72
・エトキサゾール	73
・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール(原液)	74
・ドラメクチン	75
・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)	76
・チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン) 牛の注射剤 (ミコチル300注射液)	77

・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン 20%(原薬))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス -20、同-50、同-100)	78
・塩酸ジフロキサシン	79
・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン) 及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)	80

4 汚染物質・化学物質

・水道により供給される水の水質基準の設定(塩素酸)	81
・四塩化炭素(清涼飲料水)	82
・1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	83
・1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	84
・シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	85
・トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	86
・塩素酸(清涼飲料水)	87
・ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	88
・抱水クロラル(清涼飲料水)	89
・塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	90

5 器具・容器包装

・乳及び乳製品容器包装の規格基準改正(ポリエチレンテレフタレート の追加)	91
・ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	92

【生物系評価グループ】

1 微生物

・小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品に係る食品健康影響評価 について	93
--	----

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

< 遺伝子組換え食品 >

- ・ SPEZYME FRED™ (- アミラーゼ) 94
- ・ ジュランガム K3B646 95
- ・ 高リシントウモロコシ LY038 系統 96
- ・ L - バリン 97
- ・ L - ロイシン 98

2 新開発食品

- ・ 明治満足カルシウム 99
- ・ キリン プナハリ茸 100
- ・ カルシウム強化スキム 101
- ・ オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン 103
- ・ ガイオ タガトース 104
- ・ 燕龍茶レベルケア 105
- ・ リボスルー 106
- ・ ヒアロモイスチャー S 107
- ・ リメイク コレステブロック 粒 108
- ・ プリトロール 109
- ・ 自然のちから サンバナバ 110

3 肥料・飼料等

- ・ グルコン酸カルシウム 111
- ・ ニギ酸カリウム 113
- ・ ギ酸カリウム 115
- ・ アボパルシン 117

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ネオテーム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料及び香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（甘味料及び香料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> ネオテームのADIを1.0mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「9.評価結果」抄> なお、限られたデータではあるが、本物質の分解においても、生体にとって特段問題となるような影響は認められていない。 （平成18年10月19日府食第826号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年12月 8日、平成19年 3月20日、平成19年 7月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	次亜塩素酸水については、成分規格改正案の一部を変更した場合において、食品健康影響評価の結果に影響を与えないか、次亜塩素酸水の成分規格について（平成19年10月15日付食安発第1015002号）により内閣府食品安全委員会事務局長宛に意見照会中。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソブタナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	イソブタナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成18年12月7日府食第989号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年12月 8日、平成19年 1月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年 8月 3日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準及び成分規格を設定。なお、添加物としての名称は、「イソブチルアルデヒド」とした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 8月3日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0803005号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、日本輸入食品安全推進協会に上記について連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタナール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	ブタナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成19年3月22日府食第296号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2 - メチルブタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2 - メチルブタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成18年10月12日府食第808号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年12月 8日、平成19年 1月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年 8月 3日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 8月3日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0803005号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、日本輸入食品安全推進協会に上記について連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正
評価品目の分類	添加物
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月31日付け厚生労働省発食安第1031003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	<p>1. 既存添加物61品目に係る63成分規格及び一般飲食物添加物1品目に係る1成分規格を作成すること（〔 〕内は規格名）</p> <p>アカキャベツ色素（一般飲食物添加物）、<i>N</i>-アセチルグルコサミン、5-アデニル酸、<i>L</i>-アラビノース、イノシトール〔<i>myo</i>-イノシトール〕、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン〔 -シクロデキストリン、 -シクロデキストリン〕、5-シチジル酸、焼成カルシウム〔貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム〕、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、<i>d</i>- -トコフェロール、<i>d</i>- -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモブシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、<i>D</i>- -リボース、ルチン酵素分解物、ルチン〔エンジュ抽出物〕</p> <p>2. 指定添加物13品目に係る14成分規格及び既存添加物14品目に係る13成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと（〔 〕内は規格名）</p> <p>指定添加物 亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。）〔グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛〕、アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、スクラロース、<i>D</i>-ソルビトール〔<i>D</i>-ソルビトール液〕、ナタマイシン、ビタミンA〔ビタミンA油〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油〕、硫酸第一鉄、リン酸三マグネシウム</p> <p>既存添加物 アラビアガム、カラギナン〔加工ユーケマ藻類、精製カラギナン〕、カロブピンガム、キサンタンガム、グァーガム、ジェランガム、植物レシチン〔レシチン〕、トリプシン、パパイン、プロメライン、分別レシチン〔レシチン〕、ペクチン、ペブシン、卵黄レシチン〔レシチン〕</p>
評価結果の概要	本要請に係る「食品、添加物等の規格基準」の改正については、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。（平成18年12月21日府食第1029号）

関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年11月27日、平成18年12月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成18年12月18日、平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年 3月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年 3月30日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年 3月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0330001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、日本輸入食品安全推進協会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続)

【 添加物 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	酢酸 - トコフェロール (<i>d</i> 体及び <i>d</i> l体に限る。)
評価品目の分類	添加物
用途	食品中への栄養強化 (ビタミン E 源)
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定 (食品中への栄養強化)
評価結果の概要	酢酸 - トコフェロール (<i>d</i> 体及び <i>d</i> l体に限る。) が保健機能食品に限って使用され、かつ、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる - トコフェロールの量が150mgを超えない場合、安全性に懸念がないと考えられ、A D I を特定する必要はない。 (平成18年9月21日府食第745号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年9月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年4月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年 4月26日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第 11 条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「トコフェロール酢酸エステルは、保健機能食品以外の食品に使用してはならない。トコフェロール酢酸エステルは、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる - トコフェロールの量が 150mg を超えないようにしなければならない。」とする使用基準及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 4月26日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知 (食安発第0426001号) し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、日本輸入食品安全推進協会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続 1 8 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロピン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年11月30日付け厚生労働省発食安第1130001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	アゾキシストロピンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 （別表のとおり食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当。）										
施策の概要等	平成19年 9月21日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 9月21日から適用。ただし、一部の食品については平成20年3月21日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>51.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	27.1	幼小児（1～6歳）	51.8	妊婦	20.7	高齢者（65歳以上）	29.2
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	27.1										
幼小児（1～6歳）	51.8										
妊婦	20.7										
高齢者（65歳以上）	29.2										
施策の実効性確保措置	・平成19年9月21日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0921001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項											

アゾキシストロピン

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
米(玄米をいう)	0.2	5
小麦	0.5	0.5
大麦	0.3	0.3
ライ麦	0.3	0.3
とうもろこし	0.05	0.1
そば		0.1
その他の穀類 ¹	0.3	0.3
大豆	0.5	0.5
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²	0.5	0.3
えんどう	0.5	0.3
そら豆	0.5	0.3
らつかせい	0.2	0.01
その他の豆類 ³	0.5	0.3
ばれいしょ	0.05	0.03
さといも類(やつがしらを含む)	0.03	0.04
かんしょ	0.03	0.04
やまいも(長いもをいう)	0.03	0.04
こんにやくいも		0.05
その他のいも類 ⁴	0.03	0.04
てんさい	0.5	0.1
さとうきび		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	50	5
かぶ類の根	0.5	0.3
かぶ類の葉	15	5
西洋わさび	0.5	0.4
クレソン	3.0	5
はくさい	3.0	0.5
キャベツ	3.0	0.5
芽キャベツ	3.0	5
ケール	5	5
こまつな	5	5
きょうな	5	5
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	3.0	5
ブロッコリー	3.0	5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	30	5
ごぼう	0.5	0.3
サルシフィー	0.5	0.4
アーティチョーク	4.0	5
チコリ	30	5
エンダイブ	30	5
しゅんぎく	30	5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	30	5
その他のきく科野菜 ⁶	50	5
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む)	7.5	5
にんにく	0.1	0.1
にら	5	5
アスパラガス	2	5
わけぎ	1	5
その他のゆり科野菜 ⁷	50	5

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
にんじん	0.5	0.1
パースニップ	0.5	0.4
パセリ	30	5
セロリ	30	5
みつば	5	5
その他のせり科野菜 ⁸	50	5
トマト	1	1
ピーマン	3	2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁹	2.0	2
きゅうり(ガーキンを含む)	1	1
かぼちや(スカッシュを含む)	1	1
しろうり	1	1
すいか	1	1
メロン類果実	1	1
まくわうり	1	1
その他のうり科野菜 ¹⁰	1	1
ほうれんそう	30	5
たけのこ		0.05
オクラ	3	1
しょうが	0.03	0.04
未成熟えんどう	3.0	2
未成熟いんげん	3.0	2
えだまめ	3.0	2
マッシュルーム		0.05
しいたけ		0.05
その他のきのこ類 ¹¹		0.05
その他の野菜 ¹²	50	5
みかん	1.0	1
なつみかんの果実全体	1.0	1
レモン	1.0	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1.0	1
グレープフルーツ	1.0	1
ライム	1.0	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	1.0	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ		2
びわ	0.1	0.1
もも	1.5	1.5
ネクタリン	3	1.5
あんず(アブリコットを含む)	1.5	1.5
すもも(ブルーンを含む)	1.5	1.5
うめ	1.5	1.5
おうとう(チェリーを含む)	3	5
いちご	3	5
ラズベリー	5.0	10
ブラックベリー	5.0	10
ブルーベリー	3.0	10
クランベリー	0.5	10
ハックルベリー	3.0	10

アゾキシストロピン（つづき）

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)	食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基準 値(ppm)
その他のベリー類果実 ¹⁴	5.0	10	牛の脂肪	0.03	0.03
ぶどう	10	10	豚の脂肪	0.01	0.04
かき	1	1	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
バナナ	2.0	2	牛の肝臓	0.3	0.01
キウイ		0.1	豚の肝臓	0.3	0.09
パパイヤ	2.0	2	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.1
アボカド	1	2	牛の腎臓	0.07	0.05
パイナップル		2	豚の腎臓	0.06	0.03
グアバ	0.3	2	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.05
マンゴー	1	2	牛の食用部分	0.07	0.04
パッションフルーツ	1	2	豚の食用部分	0.01	0.02
なつめやし		10	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.04
その他の果実 ¹⁵	3	10	乳	0.01	0.008
ひまわりの種子		0.05	鶏の筋肉	0.01	0.05
ごまの種子		0.05	その他の家きん ²¹ の筋肉	0.01	0.05
べにばなの種子	1.0	0.5	鶏の脂肪	0.01	0.05
綿実	0.02	0.03	その他の家きんの脂肪	0.01	0.05
なたね	1	1	鶏の肝臓	0.01	0.05
その他のオイルシード ¹⁶		0.04	その他の家きんの肝臓	0.01	0.05
ぎんなん	0.02	0.02	鶏の腎臓	0.01	0.05
くり	0.02	0.02	その他の家きんの腎臓	0.01	0.05
ペカン	0.02	0.02	鶏の食用部分	0.01	0.05
アーモンド	0.02	0.02	その他の家きんの食用部分	0.01	0.05
くるみ	0.02	0.02	鶏の卵	0.01	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	0.5	0.02	その他の家きんの卵	0.01	0.05
茶	10	10	魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.008
コーヒー豆	0.05	0.02	魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.008
カカオ豆		0.02	魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.008
ホップ	20	20	魚介類(その他の魚類 ²² に限る。)		0.008
その他のスパイス ¹⁸	30	10	魚介類(貝類に限る。)		0.008
その他のハーブ ¹⁹	50	5	魚介類(甲殻類に限る。)		0.008
牛の筋肉	0.01	0.02	その他の魚介類 ²³		0.008
豚の筋肉	0.01	0.02	はちみつ		0.008
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	0.01	0.02			

参考

:平成 19 年 9 月 21 日施行

:平成 20 年 3 月 21 日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
22. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
23. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロピン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	アゾキシストロピンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアパリカルブイソプロピル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	ベンチアパリカルブイソプロピルの一日摂取許容量(ADI)を0.069mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年11月16日府食第911号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年11月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 4月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 4月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 4月26日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	2.8	幼小児(1～6歳)	4.7	妊婦	2.0	高齢者(65歳以上)	2.7
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	2.8										
幼小児(1～6歳)	4.7										
妊婦	2.0										
高齢者(65歳以上)	2.7										
施策の実効性確保措置	・平成19年4月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0426001号)し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値 (ppm)
ばれいしょ	0.02
はくさい	2
たまねぎ	0.02
トマト	1
きゅうり	0.5
ぶどう	2

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年2月28日付け厚生労働省発食安第0228001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718009号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年10月26日府食第845号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 5月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 5月31日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 5月31日から適用。ただし、一部の食品については平成19年12月1日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="539 1413 1361 1590"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>61.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>21.1</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI / ADI (%)	国民平均	21.6	幼小児（1～6歳）	61.8	妊婦	21.9	高齢者（65歳以上）	21.1
	EDI / ADI (%)										
国民平均	21.6										
幼小児（1～6歳）	61.8										
妊婦	21.9										
高齢者（65歳以上）	21.1										
施策の実効性確保措置	・平成19年5月31日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0531001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

ノバルロン

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
米(玄米をいう)		0.02
小麦		0.02
大麦		0.02
ライ麦		0.02
とうもろこし		0.02
そば		0.02
その他の穀類 ¹		0.02
大豆		0.02
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²		0.02
えんどう		0.02
そら豆		0.02
らつかせい		0.02
その他の豆類 ³		0.02
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05
こんにやくいも		0.02
その他のいも類 ⁴	0.05	0.05
てんさい	0.05	0.02
さとうきび		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02
かぶ類の根		0.02
かぶ類の葉		0.02
西洋わさび		0.02
クレソン		0.02
はくさい		0.02
キャベツ	1	1
芽キャベツ		0.02
ケール		0.02
こまつな		0.02
きょうな		0.02
チンゲンサイ		0.02
カリフラワー		0.02
ブロッコリー		0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁵		0.02
ごぼう		0.02
サルシフィー		0.02
アーティチョーク		0.02
チコリ		0.02
エンダイブ		0.02
しゅんぎく		0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)		0.02
その他のきく科野菜 ⁶		0.02
たまねぎ		0.02
ねぎ(リーキを含む)		0.02
にんにく		0.02
にら		0.02
アスパラガス		0.02
わけぎ		0.02
その他のゆり科野菜 ⁷		0.02

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
にんじん		0.02
パースニップ		0.02
パセリ		0.02
セロリ		0.02
みつば		0.02
その他のせり科野菜 ⁸		0.02
トマト	1	1
ピーマン		0.02
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹		0.02
きゅうり(ガーキンを含む)		0.02
かぼちや(スカッシュを含む)		0.02
しろうり		0.02
すいか		0.02
メロン類果実		0.02
まくわうり		0.02
その他のうり科野菜 ¹⁰	0.05	0.05
ほうれんそう		0.02
たけのこ		0.02
オクラ		0.02
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう		0.02
未成熟いんげん		0.02
えだまめ		0.02
マッシュルーム		0.02
しいたけ		0.02
その他のきのこ類 ¹¹		0.02
その他の野菜 ¹²	0.05	0.05
みかん		0.02
なつみかんの果実全体		0.02
レモン		0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02
グレープフルーツ		0.02
ライム		0.02
その他のかんきつ類果実 ¹³		0.02
りんご	3	1
日本なし	3	1
西洋なし	3	1
マルメロ	3	1
びわ	3	1
もも		0.02
ネクタリン		0.02
あんず(アブリコットを含む)		0.02
すもも(ブルーベリーを含む)		0.02
うめ		0.02
おうとう(チェリーを含む)		0.02
いちご		0.02
ラズベリー		0.02
ブラックベリー		0.02
ブルーベリー		0.02
クランベリー		0.02
ハックルベリー		0.02

ノバルロン(つづき)

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)	食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
その他のベリー類果実 ¹⁴		0.02	牛の筋肉	0.7	0.6
ぶどう		0.02	豚の筋肉	0.7	0.01
かき		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	0.7	0.6
バナナ		0.02	牛の脂肪	10	10
キウイ		0.02	豚の脂肪	10	0.05
パパイヤ		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	10
アボカド		0.02	牛の肝臓	0.7	1
パイナップル		0.02	豚の肝臓	0.7	0.01
グアバ		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.7	1
マンゴー		0.02	牛の腎臓	0.7	1
パッションフルーツ		0.02	豚の腎臓	0.7	0.01
なつめやし		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.7	1
その他の果実 ¹⁵		0.02	牛の食用部分	0.7	0.6
ひまわりの種子		0.02	豚の食用部分	0.7	0.01
ごまの種子		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.7	0.6
べにばなの種子		0.02	乳	0.4	1
綿実	1	1	鶏の筋肉	0.01	0.03
なたね		0.02	その他の家きん ²¹ の筋肉	0.01	0.03
その他のオイルシード ¹⁶		0.02	鶏の脂肪	0.01	0.4
ぎんなん		0.02	その他の家きんの脂肪	0.01	0.4
くり		0.02	鶏の肝臓	0.01	0.04
ペカン		0.02	その他の家きんの肝臓	0.01	0.04
アーモンド		0.02	鶏の腎臓	0.01	0.04
くるみ		0.02	その他の家きんの腎臓	0.01	0.04
その他のナッツ類 ¹⁷		0.02	鶏の食用部分	0.01	0.04
茶		0.02	その他の家きんの食用部分	0.01	0.04
コーヒー豆		0.02	鶏の卵	0.01	0.05
カカオ豆		0.02	その他の家きんの卵	0.01	0.05
ホップ		0.02			
その他のスパイス ¹⁸	0.05	0.05			
その他のハーブ ¹⁹	0.05	0.05			

印:平成19年5月31日施行

印:平成19年12月1日施行

- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
- 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年10月26日府食第846号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年10月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 2月27日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 2月27日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(推定一日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.7</td> </tr> </tbody> </table> 」 」（報告書抜粋）とされている。		EDI / ADI(%)	国民平均	23.6	幼小児（1～6歳）	35.6	妊婦	21.5	高齢者（65歳以上）	24.7
	EDI / ADI(%)										
国民平均	23.6										
幼小児（1～6歳）	35.6										
妊婦	21.5										
高齢者（65歳以上）	24.7										
施策の実効性確保措置	・平成19年2月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0227001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

フルベンジアミド

食品名	残留基準値 (ppm)
大豆	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
はくさい	5
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	15
ねぎ(リーキを含む)	3
トマト	0.7
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
もも	0.05
いちご	2
茶	40

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718016号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年10月26日府食第847号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年10月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 2月27日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 2月27日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>75.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>37.9</td> </tr> </tbody> </table>		EDI / ADI(%)	国民平均	38.1	幼小児（1～6歳）	75.5	妊婦	29.5	高齢者（65歳以上）	37.9
	EDI / ADI(%)										
国民平均	38.1										
幼小児（1～6歳）	75.5										
妊婦	29.5										
高齢者（65歳以上）	37.9										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	・平成19年2月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0227001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

ボスカリド

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
大豆	0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む) ¹	2.5	2.5
えんどう	2.5	2.5
そらまめ	2.5	2.5
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類 ²	2.5	2.5
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05
その他のいも類 ³	0.05	0.05
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.7	0.7
はくさい	3.0	3.0
キャベツ	3.0	3.0
芽キャベツ	3.0	3.0
ケール	18	18
こまつな	18	18
きょうな	18	18
チンゲンサイ	18	18
カリフラワー	3.0	3.0
ブロッコリー	3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜 ⁴	18	18
ごぼう	0.7	0.7
サルシフィー	0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	11	11
その他のきく科野菜 ⁵	0.7	0.7
たまねぎ	3.0	3.0
ねぎ(リーキを含む)	3.0	3.0
にんにく	3.0	3.0
にら	3.0	3.0
その他のゆり科野菜 ⁶	3.0	3.0
にんじん	0.7	0.7
パースニップ	0.7	0.7
その他のせり科野菜 ⁷	0.7	0.7
トマト	5	3
ピーマン	10	1.2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁸	1.2	1.2
きゅうり(ガーキンを含む)	5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む)	1.6	1.6
しろうり	1.6	1.6
すいか	1.6	1.6
メロン類果実	1.6	1.6
まくわうり	1.6	1.6
その他のうり科野菜 ⁹	1.6	1.6

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
たけのこ	1.6	1.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	1.6	1.6
未成熟いんげん	1.6	1.6
えだまめ	2.0	2.0
その他の野菜 ¹⁰	1.6	1.6
みかん	1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実 ¹¹	10	
りんご	3.0	3.0
日本なし	3.0	3.0
西洋なし	3.0	3.0
マルメロ	3.0	3.0
びわ	3.0	3.0
もも	1.7	1.7
ネクタリン	1.7	1.7
あんず(アブリコットを含む)	1.7	1.7
すもも(プルーンを含む)	1.7	1.7
おうとう(チェリーを含む)	3	3
いちご	15	15
ラズベリー	3.5	3.5
ブラックベリー	3.5	3.5
ブルーベリー	3.5	3.5
ハックルベリー	3.5	3.5
その他のベリー類果実 ¹²	3.5	3.5
ぶどう	10	10
その他の果実 ¹³	1.2	1.2
ひまわりの種子	0.60	0.60
なたね	3.5	3.5
くり	0.70	0.70
ペカン	0.70	0.70
アーモンド	0.70	0.70
くるみ	0.70	0.70
その他のナッツ類 ¹⁴	0.70	0.70
ホップ	35	35
みかんの果皮	40	2.5
その他のスパイス ¹⁵ (みかんの果皮を除く)	2.5	2.5
スペアミント	30	30
ペパーミント	30	30
その他のハーブ ¹⁶ (スペアミント及びペパーミントを除く)	18	18

ボスカリド(つづき)

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
牛の筋肉	0.10	0.10
豚の筋肉	0.05	0.05
羊の筋肉	0.10	0.10
馬の筋肉	0.10	0.10
山羊の筋肉	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁷ (馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.30	0.30
豚の脂肪	0.10	0.10
羊の脂肪	0.30	0.30
馬の脂肪	0.30	0.30
山羊の脂肪	0.30	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.35	0.35
豚の肝臓	0.10	0.10
羊の肝臓	0.35	0.35
馬の肝臓	0.35	0.35
山羊の肝臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.35	0.35
豚の腎臓	0.10	0.10
羊の腎臓	0.35	0.35
馬の腎臓	0.35	0.35
山羊の腎臓	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05	0.05

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
牛の食用部分	0.35	0.35
豚の食用部分	0.10	0.10
羊の食用部分	0.35	0.35
馬の食用部分	0.35	0.35
山羊の食用部分	0.35	0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05	0.05
乳	0.10	0.10
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.10	0.10
鶏の腎臓	0.10	0.10
鶏の食用部分	0.10	0.10
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きん ¹⁸ の卵	0.02	0.02
なたね油(食用植物油脂の日本農林 規格に規定する精製なたね油、なたね サラダ油及びこれらと同等以上の規格 を有すると認められる食用油に限る。)	5.0	5.0
らっかせい油(食用植物油脂の日本農 林規格(昭和44年農林省告示第523 号)に規定する精製落花生油、落花生 サラダ油及びこれらと同等以上の規格 を有すると認められる食用油に限る。)	0.15	0.15
干しぶどう	8.5	8.5

1. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
9. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、

なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

11. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

12. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

13. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

15. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

16. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

17. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718028号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月7日府食第987号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 5月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 5月31日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 5月31日から適用。ただし、一部の食品については平成19年12月1日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI (%)	国民平均	16.5	幼小児（1～6歳）	31.7	妊婦	14.0	高齢者（65歳以上）	16.7
	TMDI / ADI (%)										
国民平均	16.5										
幼小児（1～6歳）	31.7										
妊婦	14.0										
高齢者（65歳以上）	16.7										
施策の実効性確保措置	・平成19年5月31日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0531001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

クロチアニジン

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
米(玄米をいう)	0.7	0.5
小麦	0.02	0.02
大麦	0.02	0.02
ライ麦	0.02	0.02
とうもろこし	0.02	0.01
そば	0.02	0.02
その他の穀類 ¹	0.02	0.02
大豆	0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.02
そら豆	0.3	0.02
らつかせい	0.02	0.02
その他の豆類 ³	0.3	0.02
ばれいしよ	0.25	0.25
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05
かんしよ	0.1	0.1
やまいも(長いもをいう)	0.02	0.02
こんにやくいも	0.02	0.02
その他のいも類 ⁴	0.02	0.02
てんさい	0.1	0.1
さとうきび	0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5
かぶ類の根	0.02	0.02
かぶ類の葉	0.02	0.02
西洋わさび	0.02	0.02
クレソン	0.02	0.02
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	0.7	0.7
芽キャベツ	0.02	0.02
ケール	0.02	0.02
こまつな	0.5	0.5
きょうな	5	5
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	0.02	0.02
ブロッコリー	1	0.3
その他のあぶらな科野菜 ⁵	5	5
ごぼう	0.02	0.02
サルシフィー	0.02	0.02
アーティチョーク	2	2
チコリ	2	2
エンダイブ	2	2
しゅんぎく	0.02	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	20	3
その他のきく科野菜 ⁶	2	2
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む)	0.7	0.7
にんにく	0.02	0.02
にら	15	2

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
アスパラガス	0.7	0.02
わけぎ	2	2
その他のゆり科野菜 ⁷	2	2
にんじん	0.02	0.02
パースニップ	0.02	0.02
パセリ	2	2
セロリ	5	5
みつば	0.02	0.02
その他のせり科野菜 ⁸	2	2
トマト	3	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁹	1	1
きゅうり(ガーキンを含む)	2	2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.4	0.4
しろうり	0.02	0.02
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.3	0.3
まくわうり	0.02	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁰	2	2
ほうれんそう	0.02	0.02
たけのこ	2	2
オクラ	1	1
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.02	0.02
未成熟いんげん	0.5	0.5
えだまめ	2	0.2
マッシュルーム	0.02	0.02
しいたけ	0.02	0.02
その他のきのこ類 ¹¹	0.02	0.02
その他の野菜 ¹²	2	2
みかん	1	1
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 ¹³	2	2
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	1	1
もも	0.7	0.7
ネクタリン	2	0.2
あんず(アブリコットを含む)	3	0.2
すもも(プルーンを含む)	0.3	5
うめ	3	3
おうとう(チェリーを含む)	5	5

クロチアニジン（つづき）

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)	食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基準 値(ppm)
いちご	0.7	0.05	ペパーミント	0.3	0.3
ラズベリー	0.02	0.02	その他のハーブ ¹⁹ (スペアミント及びペパー ミントを除く)	5	5
ブラックベリー	0.02	0.02	牛の筋肉	0.02	0.02
ブルーベリー	0.1	0.1	豚の筋肉	0.02	0.02
クランベリー	0.02	0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋 肉	0.02	0.01
ハックルベリー	0.1	0.1	牛の脂肪	0.02	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁴	0.1	0.1	豚の脂肪	0.02	0.02
ぶどう	5	5	その他の陸棲哺乳類に属する動物の 脂肪	0.02	0.02
かき	0.5	0.5	牛の肝臓	0.02	0.02
バナナ	1	1	豚の肝臓	0.02	0.02
キウイ	0.02	0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の 肝臓	0.02	0.02
パパイヤ	1	1	牛の腎臓	0.02	0.02
アボカド	0.02	0.02	豚の腎臓	0.02	0.02
パイナップル	0.02	0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物の 腎臓	0.02	0.02
グアバ	1	1	牛の食用部分	0.02	0.02
マンゴー	1	1	豚の食用部分	0.02	0.02
パッションフルーツ	1	1	その他の陸棲哺乳類に属する動物の 食用部分	0.02	0.02
なつめやし	0.02	0.02	乳	0.01	0.01
その他の果実 ¹⁵	4	4	鶏の筋肉	0.02	0.02
ひまわりの種子	0.02	0.02	その他の家きん ²¹ の筋肉	0.02	0.02
ごまの種子	0.02	0.02	鶏の脂肪	0.02	0.02
べにばなの種子	0.02	0.02	その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
綿実	0.02	0.02	鶏の肝臓	0.02	0.02
なたね	0.01	0.01	その他の家きんの肝臓	0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁶	0.02	0.02	鶏の腎臓	0.02	0.02
ぎんなん	0.02	0.02	その他の家きんの腎臓	0.02	0.02
くり	0.02	0.02	鶏の食用部分	0.02	0.02
ペカン	0.02	0.02	その他の家きんの食用部分	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02	鶏の卵	0.02	0.02
くるみ	0.02	0.02	その他の家きんの卵	0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹⁷	0.02	0.02			
茶	50	50			
コーヒー豆	0.04	0.04			
カカオ豆	0.02	0.02			
ホップ	0.02	0.02			
みかんの果皮	10	4			
その他のスパイス ¹⁸ (みかんの果皮を 除く)	4	4			
スペアミント	0.3	0.3			

印：平成19年5月31日施行

印：平成19年12月1日施行

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以

外のものを用いる。

7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピフェナゼート										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年10月21日付け厚生労働省発食安第1021003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718031号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	ピフェナゼートの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月7日府食第988号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成18年11月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 4月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 4月26日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年4月26日から適用。ただし、一部の食品については平成19年10月26日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="603 1397 1426 1572"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI / ADI (%)	国民平均	20.4	幼小児（1～6歳）	52.6	妊婦	17.3	高齢者（65歳以上）	21.3
	EDI / ADI (%)										
国民平均	20.4										
幼小児（1～6歳）	52.6										
妊婦	17.3										
高齢者（65歳以上）	21.3										
施策の実効性確保措置	・平成19年4月26日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0426001号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

ピフェナゼート

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
米(玄米をいう)		0.02
小麦		0.02
大麦		0.02
ライ麦		0.02
とうもろこし		0.02
そば		0.02
その他の穀類 ¹		0.02
大豆		0.02
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²		0.02
えんどう		0.02
そら豆		0.02
らつかせい		0.02
その他の豆類 ³		0.02
ばれいしよ	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.02
かんしよ		0.02
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.02
こんにやくいも		0.02
その他のいも類 ⁴		0.02
てんさい		0.02
さとうきび		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02
かぶ類の根		0.02
かぶ類の葉		0.02
西洋わさび		0.02
クレソン		0.02
はくさい		0.02
キャベツ		0.02
芽キャベツ		0.02
ケール		0.02
こまつな		0.02
きょうな		0.02
チンゲンサイ		0.02
カリフラワー		0.02
ブロッコリー		0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁵		0.02
ごぼう		0.02
サルシフィー		0.02
アーティチョーク		0.02
チコリ		0.02
エンダイブ		0.02
しゅんぎく		0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)		0.02
その他のきく科野菜 ⁶		0.02
たまねぎ		0.02
ねぎ(リーキを含む)		0.02
にんにく		0.02
にら		0.02

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
アスパラガス		0.02
わけぎ		0.02
その他のゆり科野菜 ⁷		0.02
にんじん		0.02
パースニップ		0.02
パセリ		0.02
セロリ		0.02
みつば		0.02
その他のせり科野菜 ⁸		0.02
トマト	1	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁹	2	2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.75	2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.7	2
しろうり	0.75	0.75
すいか	0.3	0.2
メロン類果実	0.3	0.2
まくわうり	0.75	0.75
その他のうり科野菜 ¹⁰		2
ほうれんそう		0.02
たけのこ		0.02
オクラ	2	2
しょうが		0.02
未成熟えんどう		0.02
未成熟いんげん		0.02
えだまめ		0.02
マッシュルーム		0.02
しいたけ		0.02
その他のきのこ類 ¹¹		0.02
その他の野菜 ¹²		25
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 ¹³	0.7	0.7
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	1	2
びわ	1	0.75
もも	2	0.2
ネクタリン	2	2
あんず(アブリコットを含む)	3	0.5
すもも(プルーンを含む)	1	1
うめ	3	0.02
おうとう(チェリーを含む)	2	2

ピフェナゼート(つづき)

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)	食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基準 値(ppm)
いちご	5	5	牛の脂肪	0.1	0.1
ラズベリー		0.02	豚の脂肪	0.1	0.1
ブラックベリー		0.02	羊の脂肪	0.1	0.1
ブルーベリー		0.02	馬の脂肪	0.1	0.1
クランベリー		0.02	山羊の脂肪	0.1	0.1
ハuckleベリー		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊、馬及び山羊を除く)の脂肪	0.1	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁴		0.02	牛の肝臓	0.01	0.02
ぶどう	3	3	豚の肝臓	0.01	0.02
かき	1	2	羊の肝臓	0.01	0.02
バナナ		2	馬の肝臓	0.01	0.02
キウイ		0.02	山羊の肝臓	0.01	0.02
パパイヤ	2	2	その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊、馬及び山羊を除く)の肝臓	0.01	0.01
アボカド		0.02	牛の腎臓	0.01	0.02
パイナップル		0.02	豚の腎臓	0.01	0.02
グアバ		0.02	羊の腎臓	0.01	0.02
マンゴー	0.2	2	馬の腎臓	0.01	0.02
パッションフルーツ		0.02	山羊の腎臓	0.01	0.02
なつめやし		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊、馬及び山羊を除く)の腎臓	0.01	0.01
その他の果実 ¹⁵	2	2	牛の食用部分	0.01	0.02
ひまわりの種子		0.02	豚の食用部分	0.01	0.02
ごまの種子		0.02	羊の食用部分	0.01	0.02
べにばなの種子		0.02	馬の食用部分	0.01	0.02
綿実	1	0.75	山羊の食用部分	0.01	0.02
なたね		0.02	その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊、馬及び山羊を除く)の食用部分	0.01	0.01
その他のオイルシード ¹⁶		0.02	乳	0.01	0.02
ぎんなん		0.02	鶏の筋肉	0.01	0.01
くり	0.2	0.2	その他の家きん ²¹ の筋肉	0.01	0.01
ペカン	0.2	0.2	鶏の脂肪	0.01	0.01
アーモンド	0.2	0.2	その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
くるみ	0.2	0.2	鶏の肝臓	0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	0.2	0.2	その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
茶	2	2	鶏の腎臓	0.01	0.01
コーヒー豆		0.02	その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
カカオ豆		0.02	鶏の食用部分	0.01	0.01
ホップ	15	15	その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
みかんの果皮	10	25	鶏の卵	0.01	0.01
その他のスパイス ¹⁸ (みかんの果皮を 除く)	25	25	その他の家きんの卵	0.01	0.01
スペアミント	25	25	干しぶどう	2	1.2
ペパーミント	25	25			
その他のハーブ ¹⁹ (スペアミント及び ペパーミントを除く)	25	25			
牛の筋肉	0.01	0.02			
豚の筋肉	0.01	0.02			
羊の筋肉	0.01	0.02			
馬の筋肉	0.01	0.02			
山羊の筋肉	0.01	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊、馬及び山羊を除く) ²⁰ の筋肉	0.01	0.01			

印：平成19年4月26日施行
印：平成19年10月26日施行

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カズサホス										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺線虫剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718040号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	カズサホスの一日摂取許容量（A D I）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年2月22日府食第191号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 2月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月14日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成19年 6月27日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年6月27日から適用。ただし、一部の食品については平成19年12月27日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（T M D I）又は推定一日摂取量（E D I））のA D Iに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="603 1357 1426 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>E D I / A D I (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>15.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		E D I / A D I (%)	国民平均	14.4	幼小児（1～6歳）	30.6	妊婦	11.9	高齢者（65歳以上）	15.8
	E D I / A D I (%)										
国民平均	14.4										
幼小児（1～6歳）	30.6										
妊婦	11.9										
高齢者（65歳以上）	15.8										
施策の実効性確保措置	・平成19年6月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0627002号）し、周知するとともに監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会及び農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

カズサホス

食品名	改正後 残留基 準値 (ppm)	残留基 準値 (ppm)
大豆	0.01	
ばれいしょ	0.03	0.02
さといも類(やつがしらを含む)	0.03	0.03
かんしょ	0.02	0.02
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05
キャベツ	0.01	0.01
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む)	0.01	
にんにく	0.02	0.02
トマト	0.01	0.01
なす	0.02	0.02
きゅうり(ガーキンを含む)	0.05	0.05
かぼちや		0.05
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.02	0.02
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	0.1	0.1
えだまめ	0.01	
みかん	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実 ¹	0.01	0.01
いちご	0.05	0.05
バナナ	0.01	0.01
その他のハーブ ²	0.5	

:平成 19 年 6 月 27 日施行

:平成 19 年 12 月 27 日施行

1. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

2. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシシ（フルニキシシメグルミン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛の緩和、疝痛時の鎮痛
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913005号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > フルニキシシの一日摂取許容量を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成18年12月14日府食第1005号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 7月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシンメグルミンを有効成分とする製造用原体（パナミン）及び馬の消炎鎮痛剤（パナミン注射液 5 %）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛の緩和、疝痛時の鎮痛
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > フルニキシンの一日摂取許容量を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成18年12月14日府食第1004号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 2月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>（施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフル
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > セフチオフルの一日摂取許容量を0.05mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄 > なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌に介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年1月18日府食第00059号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 5月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌に介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当該評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年1月18日府食第00058号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブラジクアンテル										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	駆虫薬										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913009号、平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718023号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > ブラジクアンテルの一日摂取許容量を0.30mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成18年11月30日府食第960号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月20日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成19年 9月21日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 9月21日から適用。ただし、一部の食品については平成20年 3月21日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / A D I (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0023</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.012</td> </tr> </tbody> </table> <p>」(報告書抜粋)とされている。</p>		推定摂取量 / A D I (%)	国民平均	0.012	幼小児(1～6歳)	0.012	妊婦	0.0023	高齢者(65歳以上)	0.012
	推定摂取量 / A D I (%)										
国民平均	0.012										
幼小児(1～6歳)	0.012										
妊婦	0.0023										
高齢者(65歳以上)	0.012										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年 9月21日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0921001～0921003号)し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

ブラジクアンテル

食品名	残留基準値(改正後) ppm	現行基準(改正前) ppm
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	0.3	0.02 0.02 0.05
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.02 0.02 0.03
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4	0.02 0.02 0.3
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.02 0.02 0.3
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4	0.02 0.02 0.04
乳		0.02
鶏の筋肉 その他の家きん ² の筋肉		0.02 0.02
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.02 0.02
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.02 0.02
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.02 0.02
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.02 0.02
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.02 0.02
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類 ³ に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類 ⁴	0.02	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02
はちみつ		0.02

:平成 19 年 9 月 21 日施行

:平成 20 年 3 月 21 日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
3. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
4. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤（水産用ベネサル、ハダクリーン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	すずき目魚類の体表に寄生するハダムシの駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年6月7日付け17消安第2310号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > プラジクアンテルの一日摂取許容量を0.30mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成18年11月30日府食第958号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 1月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 3月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部に報告</p>
施策の概要等	<p>平成19年 7月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>（施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イベルメクチン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	駆虫薬										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718038号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	-										
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > イベルメクチンの一日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日と設定する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成18年11月30日府食第959号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成19年 8月20日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。</p>										
施策の概要等	<p>平成19年 9月21日、食品規格に関する告示を公布。 平成19年 9月21日から適用。ただし、一部の食品については平成20年 3月21日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / A D I (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1 ~ 6 歳)</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (6 5 歳以上)</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」(報告書抜粋)とされている。</p>		推定摂取量 / A D I (%)	国民平均	5.6	幼小児 (1 ~ 6 歳)	18.6	妊婦	6.1	高齢者 (6 5 歳以上)	5.5
	推定摂取量 / A D I (%)										
国民平均	5.6										
幼小児 (1 ~ 6 歳)	18.6										
妊婦	6.1										
高齢者 (6 5 歳以上)	5.5										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年 9月21日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0921001~0921003号)し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産残留安全協議会等に上記について連絡。 										
その他特記事項											

イベルメクチン

食品名	残留基準値(改正後) ppm	現行基準(改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.02	0.02
羊の筋肉	0.01	0.02
馬の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。) ¹ の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.040	0.040
豚の脂肪	0.020	0.020
羊の脂肪	0.020	0.020
馬の脂肪	0.020	0.020
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の脂肪	0.04	0.04
牛の肝臓	0.10	0.10
豚の肝臓	0.015	0.015
羊の肝臓	0.015	0.015
馬の肝臓	0.015	0.015
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
羊の腎臓	0.01	0.01
馬の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
羊の食用部分	0.015	0.01
馬の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉		0.01
その他の家きん ² の筋肉		0.01
鶏の脂肪		0.02
その他の家きんの脂肪		0.02
鶏の肝臓		0.02
その他の家きんの肝臓		0.02
鶏の腎臓		0.02
その他の家きんの腎臓		0.02
鶏の食用部分		0.02
その他の家きんの食用部分		0.02

¹:平成 19 年 9 月 21 日施行

²:平成 20 年 3 月 21 日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイパランゴールド）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > イベルメクチンの一日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日、ブラジクアンテルの一日摂取許容量を0.30mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>< 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成18年11月30日府食第957号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年10月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成17年11月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成17年12月2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年2月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年3月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成18年3月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年9月21日、薬事法第14条第1項に基づき承認。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > イベルメクチンの一日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日、ブラジクアンテルの一日摂取許容量を0.30mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>< 評価書「食品健康影響評価について」抄 > 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成18年11月30日府食第956号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年10月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 1月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 1月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 2月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 3月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成18年 3月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年 9月21日、薬事法第14条第1項に基づき承認。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メロキシカム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	炎症及び疼痛の緩和
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年4月21日付け厚生労働省発食安第0421001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718037号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	メロキシカムの一日摂取許容量を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月22日府食第302号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 7月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> メロキシカムの一日摂取許容量を0.00063mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年3月22日府食第301号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成17年10月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成17年11月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 2月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 3月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成18年 3月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	器具の洗浄
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年7月14日付け厚生労働省発食安第0714001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成18年12月14日府食第1007号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 1月16日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 1月16日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	器具の洗浄
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年7月14日付け18消安第3956号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成18年12月14日府食第1006号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成17年 9月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成17年 9月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成19年 3月 5日、薬事法第14条第1項に基づき承認。 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造を承認。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のトリニューモウイルス感染による呼吸器症状の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年7月14日付け厚生労働省発食安第0714002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン（ノビリスTRT・1000）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第915号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年10月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年1月16日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン（ノビリスTRT・1000）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のトリニューモウイルス感染による呼吸器症状の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年7月14日付け18消安第3956号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン（ノビリスTRT・1000）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第914号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 1月19日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（胸膜肺炎）の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年7月14日付け厚生労働省発食安第0714003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン（ポーシリス A P P、ポーシリス A P P 「 」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第917号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年10月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 1月16日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン（ポーシリス A P P、ポーシリス A P P 「 」）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（胸膜肺炎）の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年7月14日付け18消安第3956号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン（ポーシリス A P P、ポーシリス A P P 「 」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第916号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 1月 9日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキー病生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚オーエスキー病の発症予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年7月14日付け厚生労働省発食安第0714004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚オーエスキー病生ワクチン（スバキシン オーエスキー フォルテ、スバキシン オーエスキー フォルテ ME）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第913号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年10月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年1月16日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキー病生ワクチン（スパキシン オーエスキー フォルテ、スパキシン オーエスキー フォルテ ME）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚オーエスキー病の発症予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年7月14日付け18消安第3956号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚オーエスキー病生ワクチン（スパキシン オーエスキー フォルテ、スパキシン オーエスキー フォルテ ME）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年11月16日府食第912号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成18年12月25日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のマレック病の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（クリオマレック（R I S P E N S + H V T））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00051号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 2月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のマレック病の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年1月18日府食第00050号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 2月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する(定期的再評価スクリーニング)。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している(臨時再評価スクリーニング)。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のマレック病の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（2価MD生ワクチン（HVT+S B-1））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00053号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 2月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏のマレック病の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年1月18日府食第00052号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 2月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する(定期的再評価スクリーニング)。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している(臨時再評価スクリーニング)。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の予防、軽減及び豚流行性下痢の発症の阻止、軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00055号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 2月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	乳汁免疫による子豚の豚伝染性胃腸炎の予防、軽減及び豚流行性下痢の発症の阻止、軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00054号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 2月 5日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキー病不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	オーエスキー病ウイルス感染による妊娠豚の死流産予防、及び乳汁免疫による産子の豚オーエスキー病の発症予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研、豚オーエスキー病不活化ワクチン”）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00057号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 2月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 2月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月 9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研、豚オーエスキー病不活化ワクチン”）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	オーエスキー病ウイルス感染による妊娠豚の死流産予防、及び乳汁免疫による産子の豚オーエスキー病の発症予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚オーエスキー病生ワクチン（“京都微研、豚オーエスキー病不活化ワクチン”）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成19年1月18日府食第00056号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成19年 2月 7日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。 （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚パルボウイルス感染症及び豚丹毒の予防並びにレプトスピラ病(プラティスラーバ、カニコーラ、グリッポチフォーサ、ハージョ、イクテロヘモラジー、ポモナ)による異常産の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラスB)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年3月22日府食第298号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月27日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 3月27日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格(残留基準)を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラスB)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚パルボウイルス感染症及び豚丹毒の予防並びにレプトスピラ病(プラティスラーバ、カニコラ、グリッポチフォーサ、ハージョ、イクテロヘモラジー、ポモナ)による異常産の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・プラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラスB)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成19年3月22日府食第297号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年10月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成18年1月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成18年10月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成19年5月22日、薬事法第14条第1項に基づき承認。 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザの発症予防及びウイルス排泄の抑制
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザ不活化ワクチン「北研」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できるものと考えられる。 （平成19年3月22日府食第300号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 3月27日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 3月27日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザワクチン「北研」）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザの発症予防及びウイルス排泄の抑制
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザ不活化ワクチン「北研」）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できるものと考えられる。 （平成19年3月22日府食第299号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年10月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成19年 3月29日、薬事法第14条第1項に基づき承認。 （施策の概要） 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アボパルシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	アボパルシンについては、国内及び主要国で製造、販売及び使用実態がないとされている。また、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）におけるアボパルシンの食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第1 食品の部 A 食品一般の成分規格1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることとなると承知している。したがって、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、アボパルシンが残留した食品が国内に流通する可能性は無いと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。 （平成19年3月23日府食第303号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（パイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（パイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（パイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（パイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体等
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成18年5月18日府食第401号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 1 8 上)

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	本剤は農薬としても使用されることから、平成19年 9月現在、農薬としての残留基準設定に係る食品健康影響評価を依頼中。当該評価結果を受けた後に、速やかに薬事・食品衛生審議会において農薬、動物用医薬品としての残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 1 8 上)

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール(原液)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物用殺虫剤(牛に寄生するマダニ卵の孵化阻害及び幼・若ダニの脱皮の阻害)
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成15年8月5日付け15消安第987号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第399号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 1月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 4月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 7月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 8月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 食品規格(残留基準)の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ドラメクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物用の寄生虫の駆除
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ドラメクチンの一日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年6月8日府食第466号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 18上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > オフロキサシンの一日摂取許容量を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 < 評価書「食品健康影響評価について」抄 > なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 (平成17年11月24日府食第1141号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル300注射剤)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製剤用原体及び牛の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<評価書の通知書> 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 <評価書「再審査に係る評価について」抄> なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。 (平成17年12月22日府食第1212号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年12月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年 3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する(定期的再評価スクリーニング)。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している(臨時再評価スクリーニング)。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス - 20、同 - 50、同 - 100）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 < 評価書「再審査に係る評価について」抄 > 本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 (平成17年5月19日府食第522号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にはいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17上)

(継続)

【 動物用医薬品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚における細菌性肺炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月22日付け厚生労働省発食安第0822003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年8月25日府食第827号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > ジフロキサシンの一日摂取許容量を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 < 評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄 > なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 (平成17年7月14日府食第692号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	水道により供給される水の水質基準の設定（塩素酸）
評価品目の分類	化学物質
用途	水道水の消毒剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月31日付け厚生労働省発健第0831008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第7号
評価目的	水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μg/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第281号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月23日、6月25日、水質基準逐次改正検討会において、水質基準の設定につき検討 平成19年10月26日、厚生科学審議会生活環境水道部会において、水質基準の設定等につき審議予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 µg/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第273号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第274号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第275号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μg/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第277号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を2.7 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第278号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μg/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレート追加）
評価品目の分類	器具・容器包装
用途	乳等の容器包装
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月11日付け厚生労働省発食安第1211002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	容器包装の原材料として、ポリエチレンテレフタレートを追加すること
評価結果の概要	食品等に使用されるポリエチレンテレフタレート並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく乳製品及び調整粉乳に使用されているポリエチレンテレフタレートの安全性が、現行の規格基準により確保されていることを前提とし、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請されたポリエチレンテレフタレートは、牛乳等に使用しても十分な安全性を確保している。 (平成19年3月8日府食第232号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会において審議 平成19年 3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続)

【 器具・容器包装 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
評価品目の分類	器具・容器包装
用途	野菜や果物等の袋や容器、惣菜や弁当用のトレー、菓子類の包装等
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年8月30日付け厚生労働省発食安第0830001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装に係る規格を新たに設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質、及びそのADIとして、以下の結論が考えられた。 ラクチド 0.1mg/kg体重/日 ただし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要である。 (平成17年5月26日府食523号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、次のとおり規格基準を設定することが適当である。 総乳酸30µg/ml以下。 蒸発残留物30µg/ml以下。 使用温度が40 を超える器具又は容器包装を製造する場合は、D-乳酸含有率が 6%を超えるポリ乳酸を使用してはならない。ただし、100 以下で 30分以内または 66 以下で 2時間以内の使用にあつてはこの限りではない。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品に係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	微生物
用途	小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	食品衛生法第11条第1項の規定に基づく冷凍食品の規格基準に関して、小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E.coli陰性の成分規格を適用しないことを行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、摂食前に十分な加熱・焼成が行われる限りにおいて、E.coli陰性の成分規格を適用しないことにより、健康被害のリスクが増大するとは考えられない。</p> <p>また、今後、冷凍パン生地様食品以外の冷凍食品の成分規格の見直しに当たっては、冷凍食品の規格基準全体の考え方について整理した上で必要な食品健康影響評価を依頼されるようお願いします。</p> <p>(平成18年4月27日府食338号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 5月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議 平成18年12月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 1月11日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E.coli陰性の成分規格を適用しないことが適当である。)</p>
施策の概要等	<p>平成19年 5月 8日、告示改正。同日施行。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E.coliが陰性であることを要しない」こととした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年 5月 8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0508001~0508003号)し、周知するとともに指導を要請。 関係業界団体((社)日本パン工業会、(社)日本食品衛生協会、(財)食品産業センター、全日本パン共同組合連合会)に対し、引き続き、従来から実施している衛生管理を行うこと、摂食に供する為に必要十分な加熱・焼成温度及び時間を表示する、又は説明書を添付すること等について指導。
その他特記事項	-

(継続 1 8 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	SPEZYME FRED™ (- アミラーゼ)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物 (でん粉加水分解物及び異性化糖等の生産に使用)
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月30日付け厚生労働省発食安第1030002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年3月29日府食312号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	-
施策の概要等	平成19年4月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジェランガムK3B646
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品添加物（増粘安定剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月30日付け厚生労働省発食安第0930005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の評価対象ではないと判断した。 (平成19年2月15日府食151号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	-
施策の概要等	平成19年2月15日、申請者に対して通知。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高リシントウモロコシLY038系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月8日付け厚生労働省発食安第1208001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成19年3月29日府食313号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	-
施策の概要等	平成19年4月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-バリン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品添加物（栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月5日付け厚生労働省発食安第1205001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性を確認した。 (平成19年1月25日府食89号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	-
施策の概要等	平成19年1月25日、申請者に対して通知。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-ロイシン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品添加物（栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月5日付け厚生労働省発食安第1205001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性を確認した。 (平成19年1月25日府食90号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	-
施策の概要等	平成19年1月25日、申請者に対して通知。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キリン ブナハリ茸
評価品目の分類	新開発食品
用途	イソロイシルチロシンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適する旨を特定の保健の目的とするブナハリタケエキス含有食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月16日付け厚生労働省発食安第0816001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成19年2月22日府食第190号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成19年5月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年6月18日 許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	商品名「ブナハリ茸」に変更

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルシウム強化スキム
評価品目の分類	新開発食品
用途	カルシウムを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を特定の保健の目的とする乳等を主要原料とする食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月16日付け厚生労働省発食安第0816001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 <評価書「6 安全性に関する審査結果について」抄></p> <p>「カルシウム強化スキム」については、本食品に含まれるカルシウム量が既に一般用医薬品として認可されている範囲であることに加え、日本人の食事摂取基準の上限値の設定根拠となる各種文献情報、本食品の食経験及びヒト試験の安全性に係る部分並びにカルシウム強化乳飲料「明治満ちカルシウム」（販売者：明治乳業株式会社）のランダム化二重盲検法による4週間連続摂取試験（引用文献³⁴）において、特に健康影響が認められなかったことから、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。</p> <p>一方、17歳以下の小児については過剰摂取に関する十分な知見がなく、今回上限値設定に係る安全性評価はできなかったが、既に多くのカルシウムを関与成分とする特定保健用食品が認可され、またカルシウムを栄養成分とする栄養機能食品が販売されているが、いずれも小児への特別な対応がとられていない状況にあっても、特段の健康被害事例の報告がない現状を考慮するとともに、リスク管理機関においては、引き続き、国内外の安全性に関する情報の収集に努めることが肝要であることを申し添える。</p> <p>なお、「医師の治療を受けている人は、医師に相談すること」については、注意喚起の表示を行う必要があると考える。</p> <p>また、審議において、本食品のように乳糖を含む食品の安全性に係る表示の必要性について、「『乳糖不耐症の方は、下痢を起こし得ること』を表示すべき」や、「乳糖不耐症であるか否かは一般の人では分からないので、『牛乳を飲んで下痢をする方は、同様に下痢を起こし得るので注意すること』を表示すべき」との意見がある一方で、本食品が牛乳と比べて乳糖を特段多く含んではいないことや関与成分であるカルシウムに係る安全性の議論ではないことを踏まえ、「程度問題であり、1日摂取目安量を守るよう表示すれば済むこと」、「乳糖不耐症であっても、一時的な下痢症状を示す程度であって、重篤にならないのであれば注意喚起表示は不要」、「乳糖については、日本薬局方に収載され、医薬品の賦形剤として広く使用されているが注意喚起表示がなされていないこと、また、様々な乳糖を含む一般食品にも同様に注意喚起表示がなされていないことから、表示は不要」等との意見もあった。</p> <p>本調査会としては、食の安全確保の観点から、より安全サイドに立ち、乳糖不耐症の方への配慮は必要としながらも、これまでの食品の取扱いも考慮して、厚生労働省として適切に対応されたいことを申し添える。</p> <p>特に、本食品の形態が粉末であること及び牛乳由来食品であることが分かりにくい可能性があることから、生乳等の形態に比べ、過剰及び高濃度に摂取しやすいことも考慮すべきとの意見もあったことも申し添える。</p> <p>（平成19年1月18日府食第45号）</p>

関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成19年5月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年6月18日 許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として「医師の治療を受けている人は、医師に相談してください」と表示
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【 新開発食品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
評価品目の分類	新開発食品
用途	カルシウム及びイソフラボンアグリコンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書「4. 安全性に係る審査結果」抄 ></p> <p>「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」については、別添「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」に基づき、次のとおり判断される。</p> <p>(1) 閉経前女性、閉経後女性及び男性が、日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取する限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。</p> <p>(2) 妊婦（妊娠の可能性のある方を含む）、胎児（妊婦が対象）、乳幼児、小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できない、と判断される。</p> <p>以上の結果を踏まえ、特に大豆イソフラボンの安全性の観点から、本食品には、「妊婦、乳幼児、小児の方は摂取しない旨」、「他のイソフラボン含有サプリメントとの併用はしない旨」、「過剰摂取はしない旨」等の内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成18年5月11日府食第373号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年11月14日、平成19年2月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p><評価書「5.その他」抄></p> <p>ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。</p> <p>(略)</p> <p>ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験(引用文献)において血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験(引用文献)において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5g/日)の2倍量単回摂取試験(引用文献²³)において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。</p> <p>食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。</p> <p>なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく(平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人)、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。</p> <p>(平成18年6月8日府食第464号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	燕龍茶レベルケア
評価品目の分類	新開発食品
用途	燕龍茶フラボノイド(ハイペロサイド・イソクエルシトリンとして)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月20日付け厚生労働省発食安第1220001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成18年3月2日府食第157号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年5月10日、平成19年5月16日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成19年6月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成19年7月10日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年8月7日 許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 17下)

(継続)

【 新開発食品 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リポスルー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ベータコングリシニンを特定の保健の目的に資する関与成分とし、中性脂肪の気になる方や体脂肪の気になる方に適している旨を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、平成16年11月18日、平成18年11月17日、平成19年2月20日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成19年3月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成19年5月15日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成19年6月18日 許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	調査会における指摘により、特定の保健の目的「体脂肪の気になる方」は削除

(継続 16 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアロモイスチャーS
評価品目の分類	新開発食品
用途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 < 評価書「安全性に係る審査結果」抄 > なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年10月14日府食第1035号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リメイク コレステブロック 粒
評価品目の分類	新開発食品
用途	リン脂質結合大豆ペプチドを特定の保健の目的に資する関与成分とし、血中コレステロール値が高めの方に役立つ旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 < 評価書「安全性に係る審査結果」抄 > なお、本食品と脂溶性の医薬品を併用することで、医薬品の作用を低下させる等の影響が考えられることについて、念のため、注意喚起を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成17年7月7日府食第676号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年11月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリトロール
評価品目の分類	新開発食品
用途	キトサンを特定の保健の目的に資する関与成分とし、尿酸値が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年1月27日府食第69号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	自然のちから サンバナバ
評価品目の分類	新開発食品
用途	コロソリン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、食後に上昇する血糖値を下げる旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年4月28日府食第443号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月27日付け厚生労働省発食安第1127001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第270号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 6月15日、農林水産大臣に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づく指定並びに同法第3条第1項の規定に基づく基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定することについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格(残留基準)を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9245号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第270号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会から答申
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二ギ酸カリウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月27日付け厚生労働省発食安第1127002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第271号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 6月15日、農林水産大臣に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づく指定並びに同法第3条第1項の規定に基づく基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定することについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格(残留基準)を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二ギ酸カリウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9246号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第271号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会から答申
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ギ酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月27日付け厚生労働省発食安第1127003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第272号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 6月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成19年 6月15日、農林水産大臣に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づく指定並びに同法第3条第1項の規定に基づく基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定することについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格(残留基準)を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ギ酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9247号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第272号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日 農業資材審議会飼料分科会から答申
施策の概要等	飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アボパルシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	アボパルシンについては、国内及び主要国で製造、販売及び使用実態がないとされている。また、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）におけるアボパルシンの食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることとなると承知している。したがって、当該管理措置が適正に実施される場合にあつては、アボパルシンが残留した食品が国内に流通する可能性は無いと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。 （平成19年3月23日府食第303号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成19年 8月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	